

煙樹海岸県立自然公園  
[一部変更]

公園計画書(案)

令和8年 ○月 ○日

和歌山県



## 目次

1	基本方針	1
2	規制計画	2
(1)	保護規制計画及び関連事項	2
ア	特別地域	2
(ア)	第1種特別地域	3
(イ)	第2種特別地域	6
(ウ)	第3種特別地域	10
イ	関連事項	13
(ア)	普通地域	13
ウ	面積内訳	14
3	事業計画	15
(1)	施設計画	15
ア	利用施設計画	15
(ア)	単独施設	15
(イ)	道路	16
a	歩道	16
4	参考事項	17
(1)	過去の経緯	17

## 1 基本方針

### (1) 保護規制計画

景観、自然性及び利用の特性に応じ地種区分を決定する。

#### ア 第1種特別地域

優れた風致を維持する必要性が高く、現在の景観を極力保護することが必要な次の地域を第1種特別地域とする。

- ・海食崖、岩礁、砂浜、潟湖（湿地）、森林等の優れた自然景観を有する地域。
- ・希少な野生動植物の生育・生息地となっている自然性の高い地域。

#### イ 第2種特別地域

良好な風致の維持を図るため、特に農林業活動については努めて調整を図ることが必要な次の地域を第2種特別地域とする。

- ・良好な地形、森林等、景観の保全上重要な地域。
- ・第1種特別地域に隣接する地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

#### ウ 第3種特別地域

次の地域のうち、良好な風致の維持を図ることが必要であるが、通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域を第3種特別地域とする。

- ・連続したまとまりのある森林地域。
- ・造林地等農林業活動が行われている地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

#### エ 普通地域

特別地域を補完的に保全する地域や特別地域周辺の風景と一体的になっている集落地を普通地域とする。

### (2) 利用施設計画

#### ア 単独施設

現況の利用状況を踏まえ、当該公園の自然景観を採勝するための各種計画を適切に配置し、その拠点を計画として位置づける。また、当該地域において既に整備されていて、公園利用に資する施設を計画として位置づける。

#### イ 道路

歩道については、登山や自然採勝等、当該地域の優れた自然風景や自然にふれあうためのものを計画として位置づける。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画及び関連事項

#### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	15 〔 国 0 公 0 私 15 〕
	日高郡美浜町 大字濱ノ瀬、大字三尾、大字吉原、大字和田の各一部	594 〔 国 127 公 0 私 467 〕
	日高郡日高町 大字阿尾、大字産湯、大字小浦、大字小坂、大字方杭、大字志賀、 大字津久野、大字比井の各一部	396 〔 国 0 公 43 私 353 〕
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。		
合 計		1,005

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
	日高郡美浜町 大字濱ノ瀬、大字三尾、大字吉原、大字和田の各一部	49 〔 国 49 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
	日高郡日高町 大字阿尾、大字志賀の各一部	22 〔 国 0 〕 〔 公 11 〕 〔 私 11 〕
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。		
合 計		72 〔 国 49 〕 〔 公 11 〕 〔 私 12 〕

(表3：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
蟻島	日高郡日高町 大字志賀の一部	小杭地区の北西の海面域に位置している。和歌山県レッドデータブック（2012年、以下「県RDB」という。）で貴重な植物群落に選定されているタブノキ自然林が見られる。タブノキ自然林は和歌山県内では分布が少なく、小面積ではあるが、当該地のようにまとまって大木が生育しているのは貴重である。また、島しょ景観としても非常に優れている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	8 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 8〕
阿尾湿地	日高郡日高町 大字阿尾の一部	馳世の鼻と阿尾地区の間に位置する。北に開いた小湾が砂州によって封鎖された汽水性の潟湖であり、特異な地形景観を呈している。過去には水田として使用されていたが、現在はヨシが広く分布し、湿地の様相を呈している。ヒメビシ等の貴重な植物の他、アオヤンマやハネビロエゾトンボ等貴重なトンボ類も生息し、貴重な動植物の生育・生息地になっている。また、阿尾湿地に連続する形で阿尾海岸には自然の砂浜が形成されている。ここは小高い砂州となっており、ダンチク、トベラ等が風衝林の形態を呈している。海に沿った狭い砂地には、海浜植物のハマゴウ、ネコノシタ、ハマナデシコ等が見られ、貴重種であるハマオモトの群落も見られる。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	14 〔国 0〕 〔公 11〕 〔私 3〕
<small>あまとりじま</small> 蟹取島	日高郡美浜町 大字三尾の一部	三尾地区の南側海面域に位置している。特徴的な岩礁地形景観を呈することから、県RDBで貴重な地形に選定されている。また、県RDBに選定されているウミネコの繁殖コロニーが見られ、貴重な動物の生息地になっている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 1〕 〔公 0〕 〔私 0〕
潮吹岩	日高郡美浜町 大字和田の一部	本ノ脇地区の南西に位置する。満潮時や波の高い時に海水が吹き出す。その高さは15mにもなり、県RDBで貴重な地形に選定されている。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 1〕 〔公 0〕 〔私 0〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
煙樹ヶ浜	日高郡美浜町 大字濱ノ瀬、大字吉原、大字和田の各一部	日高川の河口に形成された堆積礫浜海岸地形で、煙樹ヶ浜の松林は、幅は広いところで約500m、全長約4.5kmと近畿最大の規模を誇り、非常に優れた景観を呈している。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	47 〔 国 47 〕 公 0 私 0
王子川	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	日高川河口につながる王子川河口付近の左岸に位置する。県RDBで貴重な植物群落に選定されている日高川河口の塩湿地植生（一部、御坊市天然記念物「ハマボウの群生」）が見られる。特に北浜橋付近はハマボウの個体数も多く、樹高も高く、最も優れた群落を形成しており、県下最大のハマボウ群落として非常に貴重なものである。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔 国 0 〕 公 0 私 1
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。			
合 計			72 〔 国 49 〕 公 11 私 12

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	日高郡美浜町 大字三尾、大字吉原、大字和田の各一部	105 〔 国 75 公 0 私 30 〕
	日高郡日高町 大字阿尾、大字産湯、大字小浦、大字方杭、大字志賀、大字津久野、比井の各一部	101 〔 国 0 公 24 私 77 〕
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。		
合 計		206 〔 国 75 公 24 私 107 〕

(表5：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
小杭海岸	日高郡日高町 大字志賀の一部	柏地区から小杭地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖と その上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸景 観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、自然 探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行為と の調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域であ る。	7 〔 国 0 〕 公 0 私 7
方杭崎	日高郡日高町 大字方杭、大字志賀の各一部	小杭地区から方杭地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖と その上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸景 観を呈している地域である。このことから、各種行為との調整を図 りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	6 〔 国 0 〕 公 0 私 6
小浦崎	日高郡日高町 大字小浦、大字方杭の各一部	方杭地区から州崎までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とそ その上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸景 観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、自然 探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行為との 調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域であ る。	21 〔 国 0 〕 公 4 私 17
小浦－津久野	日高郡日高町 大字小浦、大字津久野の各一部	小浦地区から津久野地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖 とその上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸 景観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、 自然探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行 為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域 である。	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
兜崎一唐子崎	日高郡日高町 大字津久野、大字比井の各一部	兜崎から唐子崎までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	6 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 6 〕
産湯崎	日高郡日高町 大字産湯、大字比井の各一部	比井地区から産湯地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	4 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕
産湯海岸	日高郡日高町 大字産湯の一部	美しい砂浜海岸が見られ、海水浴場として利用されている。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	43 〔 国 0 〕 〔 公 20 〕 〔 私 23 〕
阿尾海岸	日高郡日高町 大字阿尾の一部	阿尾湿地の第1種特別地域の後背地にあたり、海岸、湿地景観を一体的に保全するため、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
日ノ御崎	日高郡美浜町 大字三尾の一部 日高郡日高町 大字阿尾の一部	田杭地区から三尾地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。魚釣、自然探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	22 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 22 〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
煙樹海岸	日高郡美浜町 大字三尾の一部	三尾地区から本ノ脇地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上に、ウバメガシを主とした海岸植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。また、龍王神社には、県RDBで貴重な植物群落に選定されているモチノキ、スダジイ等の海岸性常緑広葉樹の自然林が見られ、境内には、和歌山県の天然記念物に指定されているアコウの巨木も見られる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	19 〔 国 0 公 0 私 19 〕
煙樹ヶ浜	日高郡美浜町 大字吉原、大字和田の各一部	煙樹ヶ浜の第1種特別地域の後背地に位置し、全国でも屈指の松林が優占する地域である。この松林は、アカマツとクロマツが混在して分布しており、県RDBで貴重な植物群落に指定されている。海水浴は禁止されているが、キャンプ場等の自然ふれあい活動によく利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	75 〔 国 75 公 0 私 0 〕
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。			
合 計			206 〔 国 75 公 24 私 107 〕

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	14 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 14〕
	日高郡美浜町 大字三尾、大字吉原、大字和田の各一部	440 〔国 3〕 〔公 0〕 〔私 437〕
	日高郡日高町 大字阿尾、大字産湯、大字小浦、大字小坂、大字志賀、大字津久野、大字比井の各一部	273 〔国 0〕 〔公 8〕 〔私 265〕
合 計		727 〔国 3〕 〔公 8〕 〔私 716〕

(表7：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
小浦崎	日高郡日高町 大字小浦の一部	小浦崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	34 〔 国 0 公 2 私 32 〕
小浦	日高郡日高町 大字小浦、大字津久野の各一部	小浦―津久野の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔 国 0 公 0 私 1 〕
兜崎―唐子崎	日高郡日高町 大字津久野、大字比井の各一部	兜崎―唐子崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	7 〔 国 0 公 0 私 7 〕
産湯崎	日高郡日高町 大字産湯、大字小坂、大字比井の各一部	産湯崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	9 〔 国 0 公 0 私 9 〕
西山―産湯峠	日高郡美浜町 大字三尾、大字和田の各一部 日高郡日高町 大字阿尾、大字産湯、大字志賀の各一部	阿尾地区の南東側から産湯峠を経て西山にわたる森林地域である。植生は、タブノキ―ヤブニッケイ二次林、ウバメガシ二次林等で構成され、森林が広がる優れた山地景観を呈している。西山は、景勝地とされる煙樹ヶ浜の後背山地としても重要な位置関係となっている。その西山は孤峰地形を示し、ここからの眺望景観は非常に優れている。また、登山道や休憩広場等も整備されており、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	523 〔 国 0 公 6 私 517 〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
日ノ御埼	日高郡美浜町 大字三尾の一部 日高郡日高町 大字阿尾の一部	日ノ山を中心とした地域である。植生は、ウバメガシの自然林、タブノキーヤブニッケイ二次林、ウバメガシ二次林等で構成され、連続した森林が広がる優れた山地景観を呈している。また、日ノ山からの眺望景観は非常に優れている。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	136 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 136 〕
煙樹ヶ浜	日高郡美浜町 大字吉原、大字和田の各一部	煙樹ヶ浜の第1種特別地域及び第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	3 〔 国 3 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
日高川河口	御坊市 塩屋町北塩屋の一部	王子川の第1種特別地域の周辺部及び日高川の河口部分に位置する。この河口部分は干潟になっていて、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されている。広大な塩性湿地（干潟）にはハマボウ群落が見られ、シオマネキ、ウモレベンケイガニ、カワアイ等の希少種が生息する。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	14 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 14 〕
合 計			727 〔 国 3 〕 〔 公 8 〕 〔 私 716 〕

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 8 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	日高郡日高町 大字産湯の一部	4
		〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕
合 計		4 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕

ウ 面積内訳

(表 9 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域									普通地域			合計		
		第 1 種			第 2 種			第 3 種								
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
合計	土地所有別面積	49	11	12	75	24	107	3	8	716	0	0	4	127	43	839
	地種区分別 面積 (比率)	72 (7.1)			206 (20.4)			727 (72.1)								
	地域別 面積 (比率)	1,005 (99.6)									4 (0.4)			1,009 (100)		

(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区		特別地域				普通地域	合計
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計		
市町村名							
和歌山県	御坊市	1	0	14	15	0	15
	日高郡美浜町	49	105	440	594	0	594
	日高郡日高町	22	101	273	396	4	400
合計		72	206	727	1,005	4	1,009

### 3 事業計画

#### (1) 施設計画

##### ア 利用施設計画

##### (ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 11：単独施設表)

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
1	園地	和歌山県日高郡美浜町 (西山)	展望地となる園地として整備する。	昭 46.6.30
2	園地	和歌山県日高郡美浜町 (煙樹ヶ浜)	煙樹ヶ浜の自然探勝のための拠点となる休憩所等を含む園地として整備する。	令 8.0.0
3	野営場	和歌山県日高郡美浜町 (煙樹ヶ浜)	煙樹ヶ浜の自然探勝の拠点となる野営場として整備する。	昭 46.6.30
4	園地	和歌山県日高郡美浜町 (日ノ御埼)	日ノ御埼の自然探勝のための園地として整備する。	昭 46.6.30
5	宿舎	和歌山県日高郡美浜町 (日ノ御埼)	日ノ御埼の自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。	昭 46.6.30
6	野営場	和歌山県日高郡美浜町 (大賀池)	日ノ御埼周辺の自然探勝の拠点となる野営場として整備する。	昭 46.6.30
7	宿舎	和歌山県日高郡日高町 (小杭)	小杭海岸の自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。	平 13.9.28
8	野営場	和歌山県日高郡日高町 (小杭)	小杭海岸の自然探勝の拠点となる野営場として整備する。	平 13.9.28
9	水泳場	和歌山県日高郡日高町 (産湯海岸)	海水浴場として整備する。	昭 46.6.30
10	園地	和歌山県日高郡日高町 (阿尾)	阿尾湿地の自然探勝のための園地として整備する。	平 21.4.28

(イ) 道路

a 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 12 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	近畿自然歩道	起点－和歌山県日高郡美浜町 (新浜・県立自然公園境界) 終点－和歌山県日高郡美浜町 (本の脇・県立自然公園境界) 起点－和歌山県日高郡美浜町 (本の脇・県立自然公園境界) 終点－和歌山県日高郡美浜町 (西山・県立自然公園境界)	煙樹海岸、西山	西山へ至る登山歩道 (近畿自然歩道) 及び煙樹ヶ浜の自然探勝のための歩道 (近畿自然歩道) として整備する。	平 10.3.20
2	西山登山線	起点－和歌山県日高郡美浜町 (小池・県立自然公園境界) 終点－和歌山県日高郡美浜町 (西山東・近畿自然歩道合流点)	西山	美浜町小池地区から西山へ至る登山路として整備する。	平 13.9.28

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

昭和 29 年 7 月 6 日	公園区域の指定
昭和 31 年 11 月 1 日	公園区域の変更
昭和 46 年 6 月 30 日	公園区域の変更、特別地域の指定、公園計画の決定
昭和 60 年 4 月 11 日	公園計画の変更
平成 10 年 3 月 20 日	公園計画の変更
平成 13 年 9 月 28 日	公園区域、公園計画の全般的な見直し
平成 21 年 4 月 28 日	公園区域、公園計画の全般的な見直し
令和 8 年 月 日	公園計画の変更